

尾張旭市指定給水装置工事事業者

指定申請手続について

- ◎ 尾張旭市内における給水装置の工事は、尾張旭市水道事業給水条例第7条第1項の規定により、市から「指定給水装置工事事業者」の指定を受けた者が施行することとなっています。
- ◎ 「指定給水装置工事事業者」の指定を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【指定の申請に必要な書類】

個人	法人	申請の際にお持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1）	表面、裏面がありますので両面とも記入してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「機械器具調書」（別表）	機械器具調書に記載した器具の写真を調書に添付してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「誓約書」（様式第2）	
<input type="radio"/>	—	住民票	発行日から3カ月以内のものを添付してください。（※個人番号は表示しないでください。）
—	<input type="radio"/>	定款の写し	直近のものに、原本証明をしてください。
—	<input type="radio"/>	登記簿謄本 又は 登記事項証明書	発行日から3カ月以内のものを添付してください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任している主任技術者の給水装置工事主任技術者免状 又は 技術者証 の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	指定給水装置工事事業者指定（更新時）確認事項シート	原則、メールにて提出。指定番号の記入は不要
※	※	事業所の不動産登記簿 又は 賃貸借契約書の写し	事業所所在地が住民票/登記簿謄本の住所と異なる場合に添付
※	※	事業所の外観写真	

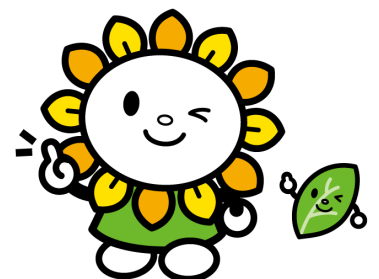
【給水装置工事主任技術者の選任】

指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、選任後は遅滞なく「選任届」を提出することとされています。

個人	法人	届出の際にお持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任される主任技術者の給水装置工事主任技術者免状 又は 技術者証 の写し	

【申請手数料】

10,000円



【申請場所・問い合わせ先】

尾張旭市役所上下水道部上水道課給水係

〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1

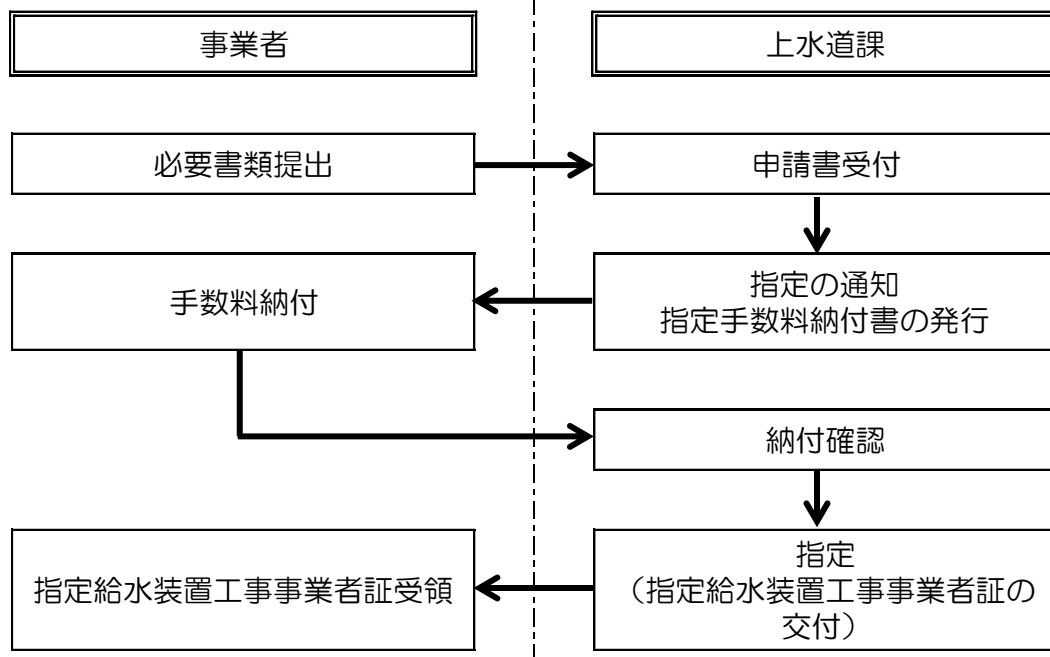
電話 0561-46-8170（直通）

FAX 0561-52-5167

メール suido@city.owariasahi.lg.jp

【申請から指定までの流れ】

申請の受付から事業者証の交付までの期間は1か月程度です。



【その他】

- ① 提出する書類は各1部ご用意ください。
- ② 記入例・必要書類を確認し、提出書類に不備のないようにしてください。
- ③ 提出書類に不備がある場合は、申請を受理できないことがあります。